

会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（案）に係るパブリックコメントの実施について

企画政策部 情報戦略課

国の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」によって行われる事務及び情報連携について、個人番号の独自利用事務として条例に定める必要があるため、本市の「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を一部改正することから、市民の皆様幅広く意見を募集します。

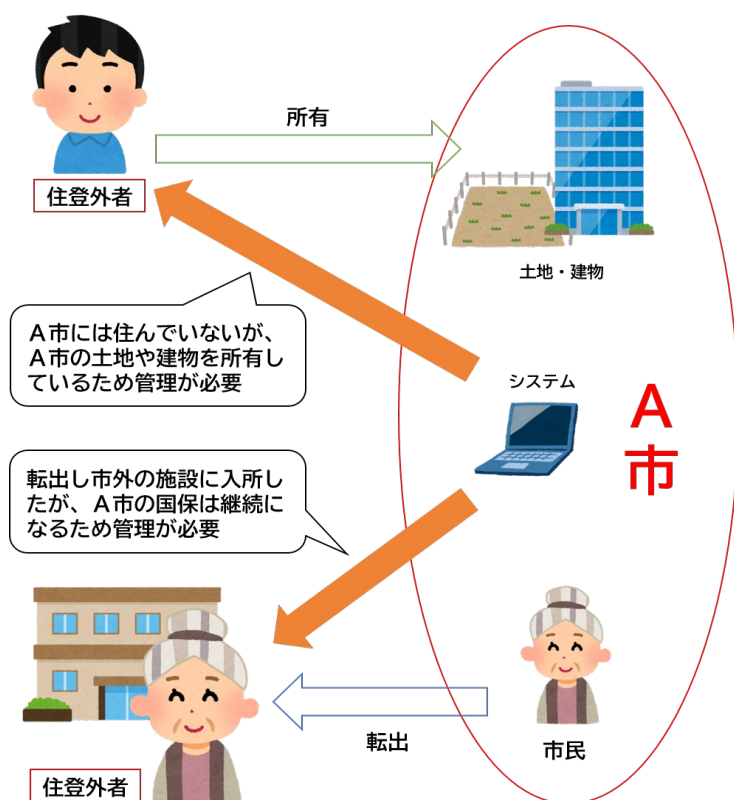
1 改正の趣旨

本条例（平成27年会津若松市条例第29号。以下「条例」という。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号（いわゆる「マイナンバー」）を利用した事務及び情報連携（以下「事務等」という。）を可能にするための条例です。

本市では、本年11月に予定する基幹業務システムの標準化に伴い、複数の基幹業務システム間や中間サーバ間の情報連携をより円滑にするため、現行の各システムの一部が個別に付番・管理している住登外者^{※1}の宛名番号^{※2}を単一の宛名番号（マイナンバーとは異なる）に統一することとし、国の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」によって事務等を行う予定です。

このことについては、国から個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとされていることから、条例の一部を改正するものです。

【住登外者の管理の概要】



※1…「住登外者」とは、本市に住民基本台帳に登録されていませんが、行政サービス上、記録しておく必要がある個人で、ここでは法人を除外します。

具体的には、市外の自治体に在住（住民登録）している者が本市に不動産を所有しており、本市が固定資産税を課税する者や、市外の高齢福祉施設への入所に伴い、市の被保険者資格を継続したまま転出する者などです。

※2…「宛名番号」とは、地方公共団体内において個人を識別するために付番される番号です。

住民票コードや個人番号と異なる番号で地方公共団体内で利用するものです。

2 住登外者管理の現状と課題及び住登外者宛名番号管理機能を利用する理由

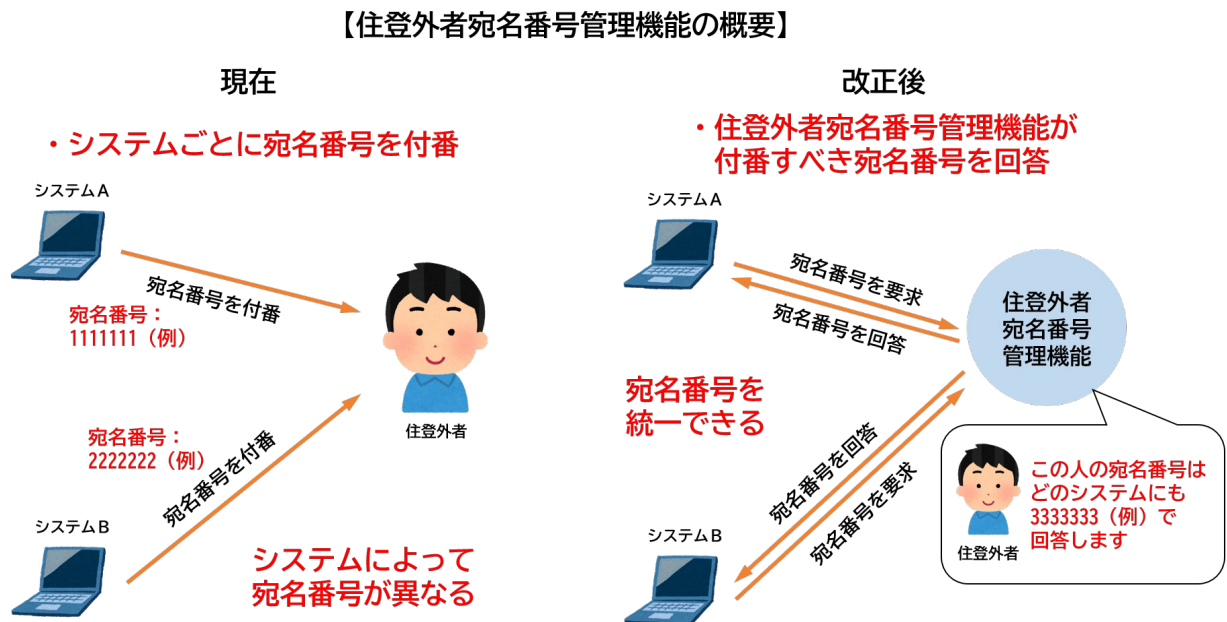
(1) 住登外者管理の現状と課題

行政サービスを行うにあたり、各自治体は住民に「宛名番号」を付番し管理しています。その一方で、住登外者も必要に応じて各業務システムで宛名番号を付番し管理していますが、それぞれのシステムで個別に宛名番号の付番を行うことで、結果的に一人に対し複数の宛名番号が付番されてしまう場合があります。

(2) 住登外者宛名番号管理機能の概要と当該機能を利用する理由

当該機能は、住登外者を地方公共団体内で特定する住登外者宛名番号を付番・管理するための機能で、下表で示す業務で利用する予定です。

上記(1)の課題の解決と複数システム間や中間サーバとの情報連携を容易にするとともに、各部局における住登外者の宛名管理作業の手間等を削減し、業務効率化を図るものです。



① 標準化対象 20 業務のうち、※印の業務で住登外者宛名番号管理機能を利用予定

住民基本台帳	戸籍	戸籍の附票	印鑑登録	個人住民税(※)
法人住民税(※)	固定資産税(※)	軽自動車税(※)	児童手当(※)	児童扶養手当(※)
子ども・子育て支援(※)	生活保護(※)	障害者福祉(※)	介護保険(※)	国民健康保険(※)
後期高齢者医療(※)	国民年金	健康管理	選挙人名簿	就学(※)

② 市の独自利用事務は、全業務(※印)で住登外者宛名番号管理機能を利用予定

子ども医療費助成(※)	ひとり親家庭医療費助成(※)	重度心身障がい者医療費助成(※)	外国人の生活保護(※)
-------------	----------------	------------------	-------------

3 改正の内容

住登外者宛名番号管理機能による情報の管理に関する事務を、別表第1、第2、第3に追加します。

【別表第1 関係】

- ・独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

【別表第2・別表第3 関係】

- ・特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関（教育委員会等）への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加します。

(1) 「独自利用事務」の追加に伴う改正

別表第1（第3条関係）（事務の追加）

機関	事務
1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年会津若松市条例第25号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例（昭和49年会津若松市条例第39号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年会津若松市条例第29号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 「独自利用事務の処理のための庁内連携」の追加に伴う改正
別表第2(第3条関係)(事務及び文言の追加)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	会津若松市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	会津若松市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	会津若松市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	略 ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長 又は教育 委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長 又は教育 委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)に関する情報であって規則で定めるもの

(3) 「独自利用事務の処理のための情報連携」の追加に伴う改正
別表第3（第4条関係）（事務及び文言の追加）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4 施行予定日

公布の日から施行する。

【補足説明】会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(1) 「法定事務」と「独自利用事務」

個人番号を利用する事務には、法で定められている「法定事務」と、条例で定める「独自利用事務」があります。

これまでの本条例では「個人番号の利用が可能な独自利用事務」として

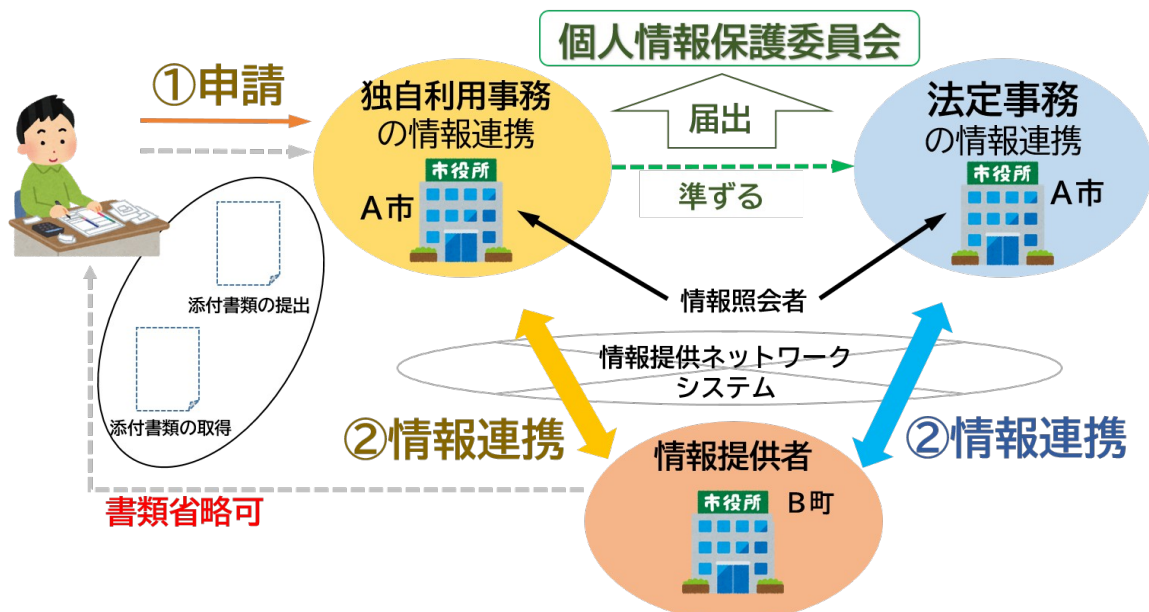
- ①子ども医療費の助成に関する事務（こども家庭課）
 - ②重度心身障がい者医療費の助成に関する事務（障がい者支援課）
 - ③ひとり親家庭医療費の助成に関する事務（こども家庭課）
 - ④生活保護法に準じて行う保護の措置による外国人の保護に関する事務（地域福祉課）
- の4つの事務を規定しています。

「住登外宛名番号管理機能」を利用する事務は「法定事務」ではないため、今般の条例改正で「独自利用事務」として規定する必要があります。

【参考：「法定事務」及び「独自利用事務」の違い】

法定事務	番号法第9条に規定された、社会保障・地方税・防災に関する事務等のこと。 法定事務は、番号法第19条第8号の規定により、情報連携ができる。
独自利用事務	番号法第9条第2項に規定された、社会保障・地方税・防災に関する事務その他の事務であって、条例で定める事務のこと。 独自利用事務は、法定事務に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める要件を満たす場合に、委員会へ届け出ること、番号法第19条第9号の規定により、情報連携ができる。

【独自利用事務の情報連携（申請者がB町からA市へ転入している場合）】



(2) 「庁内連携」と「情報連携」

特定個人情報のやりとりについては、同一機関内（注）で行う「庁内連携」と別機関間で行う「情報連携」があります。同一の地方公共団体内であっても、首長部局と教育委員会のように異なる執行機関で特定個人情報のやり取り行う場合は「情報連携」となります。なお、同一地方公共団体の他機関に対する特定個人情報の提供については、番号法第19条第11号に基づく条例を定めることで、情報提供ネットワークシステムを使用せずに特定個人情報を提供することも可能です。

今般の条例改正では、「住登外宛名番号管理機能」を利用する事務についての「庁内連携」及び「情報連携」についても規定します。

	相手方	方法
庁内連携	同一機関内の他の個人番号利用事務実施者	情報提供ネットワークシステムを使用しない（できない）
情報連携	他市町村などの他団体・他機関	情報提供ネットワークシステムを使用する

（注：首長部局、教育委員会部局などの地方公共団体の執行機関のこと。）

【情報連携、庁内連携及び同一地方公共団体内の他の執行機関への提供】

